

風しん抗体検査及び風しん第5期定期接種を実施される医療機関健診機関の皆様へ

栃木県国民健康保険団体連合会
審査課 審査第二担当
TEL028-622-7869

消費税改正に伴う風しん追加対策の請求方法 一部変更についてのお知らせ

平素は、風しん追加対策の請求業務につきまして、ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、令和元年10月1日施行の消費税改正に伴い、厚生労働省健康局より発出されております医療機関・健診機関向け手引き(第3版)が令和元年10月31日付一部改訂となりました。
つきましては、請求方法の一部変更につきまして同手引きより抜粋し、下記のとおりお知らせいたします。

記

◇2019年10月以降の費用の請求支払いについて

2019年9月30日以前の実施分については税率8%、2019年10月1日以降の実施分については税率10%で請求を行ってください。

同じ月に消費税率の異なる請求が発生する場合は、市区町村ごとの請求総括書(小計)を税率別に2枚作成する必要があります。また、編綴は、①請求総括書(総計)(1枚)、②税率8%分の請求総括票(小計)→受診票→予診票。③税率10%分の請求総括書(小計)→受診票→予診票という順番になります。以下の図もご参照ください。

なお、請求総括票(総計)について、ホームページ上の様式は複数税率の計算には対応していません。税率ごとの請求総括書(総計)を加算するなど、手入力が必要となりますので、予めご了承ください。

※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第3版:一部改訂)より抜粋

医療機関/健診機関から国保連合会への請求時の編綴イメージ(2019年10月1日以降)

